

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和三年四月一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(内部組織) 第七条 (略)		(内部組織) 第七条 (略)	
<p>病院名 県立広島病院</p> <p>局、部、課、係、科、センター及び室名 事務局 総務課—管財課 (略) 医事課 医療情報室 システム係 DPC ・診療情報係 (略)</p>	<p>病院名 県立安芸津病院</p> <p>局、部、課、係、科、センター及び室名 事務局 総務課 (略) 医事課 医療情報室 システム係 DPC ・診療情報係 (略)</p>	<p>病院名 県立安芸津病院</p> <p>局、部、課、係、科、センター及び室名 事務局 総務課—管財課 (略) 医事課 医療情報室</p>	<p>病院名 県立安芸津病院</p> <p>局、部、課、係、科、センター及び室名 事務局 総務課 (略) 医事課 医療情報室</p>
<p>総合診療科—看護部 (略)</p> <p>総務課 (略)</p> <p>循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科—看護部 (略)</p>	<p>総合診療科—看護部 (略)</p> <p>総務課 (略)</p> <p>循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科—看護部 (略)</p>	<p>総合診療科—看護部 (略)</p> <p>総務課 (略)</p> <p>循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科—看護部 (略)</p>	<p>総合診療科—看護部 (略)</p> <p>総務課 (略)</p> <p>循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科—看護部 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。